

〈料金のご案内〉（令和6年4月1日現在）

(1) 基本料金

総合事業における訪問介護サービス

	訪問型サービス(Ⅰ) 週1回程度の利用が 必要な場合	訪問型サービス(Ⅱ) 週2回程度の利用が 必要な場合	訪問型サービス(Ⅲ) 週2回を超える利用が 必要な場合
利用者負担(1割)	1,176円	2,349円	3,727円

(原則として利用者負担割合に応じた金額をお支払いいただきます)

①介護費利用加算

* 初回加算・・・サービス提供責任者が初回サービスまたは同行した場合 200単位/月

* 緊急時訪問介護加算・・・緊急時に要請を頂いた訪問介護サービス(身体のみ)
100単位/月

* 介護職員処遇改善加算 …… 加算Ⅱ - 22.4%

* 口腔連携強化加算 …… 50単位/月

* 生活機能向上連携加算(Ⅰ) …… 100単位/月

* 生活機能向上連携加算(Ⅱ) …… 200単位/月

* 高齢者虐待防止措置未実施減算 …… 所定単位数の1.0%を減算

上記サービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、個別サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいた介護給付費体系により、計算されます。